

意見公募手続き結果概要

1. 案件名

「交野市議会基本条例素案」

2. 実施機関

- (1) 名称 : 交野市議会
(2) 所在地 : 交野市私部1丁目1-1
(3) 電話番号 : 072 - 892 - 0121

3. 概況

- (1) 意見募集期間 : 開始 平成25年 7月 4日(木) から
終了 平成25年 8月20日(火) まで
(2) 結果周知手段 : 議会だより、交野市ホームページ
(3) 結果資料公表場所 : 交野市ホームページ、情報公開コーナー、議会事務局

4. 受付した意見等の件数

合計 3件 (延べ41件)

(注) 一回の提出で複数項目に意見をいただいたものがある場合、それを分けて延べ件数として()内に記載した。

5. 受付した意見等の結果

- | | | | | | |
|-----------------|----|-----------------|-----|-----------------|----|
| (1) 全般に関する意見 | 3件 | (2) 前文に関する意見 | 11件 | (3) 第1条に関する意見 | 3件 |
| (4) 第2条に関する意見 | 5件 | (5) 第3条に関する意見 | 4件 | (6) 第4条に関する意見 | 1件 |
| (7) 第5条に関する意見 | 1件 | (8) 第6条に関する意見 | 1件 | (9) 第9条に関する意見 | 5件 |
| (10) 第10条に関する意見 | 1件 | (11) 第13条に関する意見 | 1件 | (12) 第14条に関する意見 | 1件 |
| (13) 第15条に関する意見 | 1件 | (14) 第18条に関する意見 | 1件 | (15) 第20条に関する意見 | 1件 |
| (16) 第23条に関する意見 | 1件 | | | | |

6. 意見等に対する考え方・対応

(1) 全般に関する意見

| 意見等の概要 | 意見等に対する考え方・対応 | 件数 |
|---|---|----|
| <p>議論と論議、討論、討議の使い分けはなぜですか。 第3条3号・討論、論議 第7条・討議に反映 第5章自由討議 第15条・1項・論議 2項・自由討議</p> | <p>言葉の意味から、使い分けしたものであります。 なお、ご意見を参考に検討いたしました結果、第3条第3号の「論議」は「議論」に変更いたします。</p> | 1 |
| <p>・全体を読んで、単語の統一性ができていないように思われます。あえてそうしているのでしょうか。 他市の条文の良いとこどりしたため、こんな条文になったのかなあと 思うような条文です。</p> | | 1 |
| <p>先日、自民党議員の折り込みを拝見したが、議会改革委員会に属しその素案を策定したと自負されていた。そもそも、委員会の他の委員は何をしていたのか。新人議員に素案を委ねるとは委員会は何をしていたのか。不信感を覚える。また、他市視察とあるが、意見の中にも記載したが、他市の条例の継ぎはぎで、文言自体の整合性、統一性が全くなされていないことから、何が言いたいのかはつきりわからない迷文になってしまっている。市民にわかりやすくといいつながら、条例自体がわかりにくい表現ばかりである。 議会改革委員会の会議録も拝見したが、委員長も疑われるのではないかと。偏った信条、思想をもった委員の意見に惑わされすぎるのでは。 議会の役割は、市民全体の利益を考え、住民福祉の向上に努めることではないのか。その視点を軸に議会として何をすべきか、委員長がはつきり判断して主導すべきで、議会内部の条例の規定についても判断できないようでは、市民の多様な意見・要望をどう政策として立案していけるのか不安。条例では美辞麗句を並べながら、策定過程においてはいい加減としか言いようがない。 解説については、それ以上で条文の繰り返しとしか言いようがない。</p> | <p>議会基本条例策定に向けて、議会改革委員会を32回開催し、委員の議員活動や調査研究活動をベースに活発な議論がありました。議会全体に関わる条例であることから、委員会を多数開催し、様々な視点から熟議と合意形成を重ね条例素案の策定に至りました。</p> | 1 |

| | | |
|---|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・市民に開かれたといいながら、市民の視点が欠如している。 ・主語がない規定が多すぎる。 ・二つの文章を適当につないでいるため、主語と述語があっていない。 <p>同意語を使いすぎ。統一すべき。言い回しを変える必要は何もない。</p> | | |
|---|--|--|

(2) 前文に関する意見

| 意見等の概要 | 意見等に対する考え方・対応 | 件数 |
|--|---|----|
| <p>起承転結がなっていない。</p> <p>市も議会も目的は、住民福祉の向上であると思う。その観点が全く見られない。</p> | <p>ご指摘のとおり、地方公共団体の目的は、住民福祉の増進であり、前文においても、市議会として、市民福祉の向上を目指すことを謳っています。</p> <p>なお、前文は、市議会の役割と今後の方向性を示し、本条例制定の背景と必要性を記したものであります。</p> | 1 |
| <p>前文の印象</p> <p>段落、段落の繋がりが、どうつながるのかよくわからない。</p> <p>何が言いたいのかわかりづらい前文である。</p> <p>他市の条例の継ぎはぎ文章なので、文章の流れが悪い。</p> <p>内容が、議員活動の言い訳じみでいながら、自慢げでくどい。条例の目的を簡素にわかりやすく表現すべき。</p> | <p>ご意見を参考にさせていただきます。</p> | 1 |
| <p>(1.2行目)</p> <p>1. 議会の構成について述べているのであろうが、構成についていう必要はないと考える。また交野市長とともに構成するというのは、間違い。</p> <p>市政運営する上での代表機関なら理解できる。</p> <p>なぜ構成を冒頭に述べなければならないのか疑問。あえて述べるとすれば、主語が交野市議会であるなら、議会の責務を述べるべき。</p> <p>たとへば、「交野市議会は市民から選挙で選ばれた議員で構成し、合議制による意思を決定する議決機能を有している、一方、同じく市民から選挙で選ばれた市長は、単独で権限を行使できる執行権を有して</p> | <p>「議会」も「市長」も交野市民の代表機関であり間違いではありません。地方自治体における二元代表制を説明したものです。なお、より分かりやすくするため、逐条解説において用語解説「二元代表制」を説明させていただきます。</p> | 1 |

| | | |
|--|---|---|
| <p>おり、お互いが市民の負託に応える責務を負っている。」とすべき。 そうすることにより、4行目の市長との立場の違いが明確になる。</p> | | |
| <p>(3~7行目) 2. 交野カラーを出そうとしているのはわかるが、<u>市長との立場の違い</u>がわからない。前述に変更ならわかる。 また、を挿入し、また<u>交野市議会は・・・立法機能ではなく条例制定機能の方がよりわかりやすい。議事機関（憲法93条で議事機関は議会と規定されている）ではなく、議決機関とし、また以降合議制の機関としては削除。使命をも。</u> ・監視機能を併せ持つ・・・併せは不要。 ・自然豊かな住環境・・・自然が豊かで住みやすい地域環境とすべき。</p> | <p>ご指摘の部分については、議会の基本条例でありますことから、市長の立場の説明を省略したという経過があり、このような文章で整えいたしました。 なお、より分かりやすくするため、逐条解説において用語解説「二元代表制」を説明させていただきます。</p> | 1 |
| <p>(8行目) 3. <u>自主的な決定と責任の範囲は大きく変わり、とあるがなぜそうなったのか、地方分権、権限移譲ではないのか。</u>それならば、明確にそう記述すべき。</p> | <p>地方自治体の現状を、より簡潔に説明したものであります。 自己決定・自己責任の範囲が変わった背景には、権限についての制度変更があるのはご意見のとおりであります。</p> | 1 |
| <p>(9行目) <u>地方議会の役割に対する期待とは何か。どんな役割があって、どんな期待が高まっているのか、自覚しているならば説明不足。例示をしながら述べるべき。</u></p> | <p>議会の機能強化（立法・監視機能等）の期待であります。</p> | 1 |
| <p>10行目～、<u>改革が先行する・・・</u>とは、何の改革が先行しているのか不明。また、他団体がやっているから改革に取り組んだのか。本来ならば、独自に議会改革が必要だから取り組んできたのではないのか。他団体を参考という文言が参考にしなければならないのか自主性に欠ける表現である。</p> | <p>議会改革のことを指しています。 また、議会改革については、本市議会において必要であるから取り組んできたものです。</p> | 1 |
| <p>(12.13行目) 取り組みを進めてきて、初めて<u>新たな秩序、規範が必要</u>と悟ったのか、必要だからこそ議会改革を進めてきたのではないのか。</p> | <p>新たな秩序、規範の1つが、まさにこの基本条例であって、改革の1つとして基本条例を定めるに至ったものであります。</p> | 1 |

| | | |
|---|---|---|
| 必要だから基本条例を制定するのでは。次段落と前後並びが逆。 | | |
| (14 行目) 4. <u>議会改革の完遂をめざし</u> 、とあるが、改革に完遂などあり得るのか。社会情勢や経済情勢、地方を取り囲む状況の変化に対応するため、常に改革する意識を持っていなければならないのではないのか。 <u>これまでに取り組んできた・・・完遂をめざし</u> という文言は不要。 | これまでの取組みについての1つのまとめであります。 ただし、議会改革については、今後も不断の努力を続けていくものであり、基本条例は1つの通過点であります。 | 1 |
| (14. 15 行目) <u>さらに開かれた議会</u> は、「さらなる」に変更。こうすることにより、今までは開かれていなかったという疑念が払しょくできる。 変更例 「 <u>交野市議会は、さらなる開かれた議会として、また、議会の公平性、透明性を確保しつつ、議員間の自由な議論を保障する等の活気ある議会、市民に身近な信頼される議会を目指し、新たな秩序の構築と規範の定立が必要である。</u> 」 最後の段落につづく ・下から 3 行目 <u>負託に全力で応え得る</u> ・ <u>確固たる決意が感じ取れない</u> 。それならば、はっきりと言い切る方がよい。「 <u>負託に的確に応え、</u> 」とすべき | 今までより、さらに開かれた議会を目指すため、「さらに」といたしました。 また、「 <u>負託に全力で応え得る</u> 」の意味は「 <u>負託に全力で応えることができる</u> 」であり、問題ないと考えます。 | 1 |
| (前文解説) <u>交野市議会の決意</u> ・ <u>条例にそぐわない</u> 。「 <u>運営の基本</u> 」とすべき。 | あくまで解説文であり条文ではないので問題ないと考えます。 | 1 |

(3) 第1条に関する意見

| 意見等の概要 | 意見等に対する考え方・対応 | 件数 |
|--|------------------------------------|----|
| <u>開かれた議会を目指す</u> 、今までは開かれていなかったのか。開かれたのなら、この表現は「さらなる」とか「一層」とかが必要。 | 「開かれた議会」というひとつの言葉であり、間違いではないと考えます。 | 1 |
| <u>議会の機能強化とは何ですか</u> 。例示をいう必要がある。 | 前文にて議会機能を説明しています。 | 1 |
| <u>伸展</u> ・ <u>何故この伸展なのか</u> 。この伸展の意味は、勢力や規模等が伸び広がることで、交野市としては合併も視野に入れているということ | 市政は発展するものではなく、伸展するものであると考えています。 | 1 |

| | | |
|--------------------------------------|--|--|
| か。本来ならば発展であろう。発展にしない理由は。 9条第1項も同様 | | |
|--------------------------------------|--|--|

(4) 第2条に関する意見

| 意見等の概要 | 意見等に対する考え方・対応 | 件数 |
|---|---|----|
| <u>議会の議決や運営等の説明責任が欠落している。</u> <u>京丹後市の条例を参考にしているなら、わかるはずだが。</u> | 活動原則を定めた条文であり、議会の責任を謳ったものではありません。 | 1 |
| (1項1号) <u>市民から選挙で選ばれた議員で構成する</u> ・・・前文でも明記しており、 当たり前のことを復唱するのはなぜか。いらぬ表現である。 ・その自覚と誇りをもち・・・とあるが、議会は機関であることから、 どのような自覚でどのような誇りを持つのか、透明性の向上とあるが、 曖昧すぎる。透明性ではなく情報公開ではないのか。 | 市民の代表機関であるという自覚と誇りで規定したものであります。 | 1 |
| (1項2号) <u>多様な意見を把握するだけなのか。市政に反映させるための運営とは何か、欠落している。</u> | 活動原則を規定したもので、運営等については手法論であり活動原則にそぐわないと考えます。 | 1 |
| (1項3号) <u>当たり前のことではないのか。</u> <u>・議員相互間の討議</u> ・・・前文において議員間の自由な議論を保障としながら、なぜ議論としないのか。 | 言葉の意味から、使い分けしたものであります。 | 1 |
| (1項5号) 先例及び申し合わせ事項は廃止ではないのか。これまでの議会内部の申し合わせ事項では、 <u>議案に対する討論の内容の質疑や委員長報告に対する質疑等できないのでは。</u> | 継続的な見直しには、修正・廃止も含まれます。 なお、左記波線部分の申し合わせ事項はございません。 | 1 |

(5) 第3条に関する意見

| 意見等の概要 | 意見等に対する考え方・対応 | 件数 |
|---|---|----------|
| <p>(1項1号)</p> <p>多様な意見・要望を把握するだけか、市民全体の利益は何か、調整しないのか。</p> <p>・<u>多様な意見・要望</u>では、一部団体や地域などの要望ととられかねない。市民全体の福祉の向上のためとしないと、公平・公正性が欠如している。ではこの文言、国会ではないが数の世界が優先するのでは。</p> <p>・文末の文言・「行うこと」を「行うものとする。」</p> | <p>市政全般の課題はもちろん多種多様な意見・考えも把握しながら、政策立案・提言をするということであります。</p> | <p>1</p> |
| <p>(1項2号)</p> <p><u>誠実に職務を遂行する</u>・・職務とは何か説明が必要。曖昧すぎる。市民選出という説明が何度も必要か。<u>議員に選出された</u>・・必要か、何を訴えたいのかわからない。</p> | <p>議会の活動に関わる職務であります。</p> | <p>1</p> |
| <p>(1項3号)</p> <p>京丹後市条例抜粋か。ならば「尊重する」を「しなければならない」としたのはなぜか。本来は、「するものとする」である。</p> <p>・前条で「議会の場を討議の場」としながら「議会が言論の府である」と文言の言い回しを変えているのはなぜか。あえて明記する必要があるのか。</p> | <p>ご意見を参考に検討した結果、「尊重すること」に変更することといたしました。</p> <p>議会は権限をもつ機関・組織であることから、機能的な位置付けで「言論の府」といたしました。また、議員個々において、議会が重要な機関であるという認識を持つために「言論の府」としたものであります。</p> | <p>1</p> |
| <p>(1項3号解説)</p> <p>「議員活動の基本は言論であって」とあるが、3号においては「議会が・・」市と低目ののはなぜか。整合していない。議会の基本であるはず。</p> | <p>ご意見（市と低目ののはなぜか）の主旨が不明であるため、回答は控えさせていただきます。</p> | <p>1</p> |

(6) 第4条に関する意見

| 意見等の概要 | 意見等に対する考え方・対応 | 件数 |
|---|------------------------------------|----|
| 議会の活動原則が曖昧なため、「議会活動を行うため」では目的が市民には理解できない。再考するか議会活動の条文の見直しが必要。 | 第2条は、議会の活動原則であり、手法論を規定するものではありません。 | 1 |

(7) 第5条に関する意見

| 意見等の概要 | 意見等に対する考え方・対応 | 件数 |
|--|---|----|
| (1項) 原則として情報を公開し・・とあるが会議規定では秘密会は公開しないではないのか。それとも公開するのか。 | 原則として情報を公開すると規定しているものであり、秘密会の非公開を否定しているものではありません。 | 1 |

(8) 第6条に関する意見

| 意見等の概要 | 意見等に対する考え方・対応 | 件数 |
|-----------------------------------|---|----|
| 何故できる規定なのか。審査する上では、意見聴取が必須ではないのか。 | 請願趣旨を十分理解するため、これまでの紹介議員のみならず、請願者にまで意見聴取を可能とした条文であります。 | 1 |

(9) 第9条に関する意見

| 意見等の概要 | 意見等に対する考え方・対応 | 件数 |
|---|--|----|
| (1項) 殊更に、議員と市長、職員と立場の違いを訴えるのはなぜか。重複して明文するからには、違いを明らかに説明する必要がある。本来的には削除すべき。 ・市民からの負託に答え得る・・ではなく、「応える」である。また、負託に応えるならば、事務の執行の監視及び評価ではなく、政策立案又は・・が先に述べ、そのあとに執行監視である。順序が逆である。 ・市政の伸展ではなく発展である。 | 条文として、議会議員と市長等の立場の違いを記しているのは、本条文が初めてであるため、あえて謳っています。 「市民からの負託に答え得る」の意味は「市民からの負託に応えることができる」であり、問題ないと考えます。 市政は発展するものではなく、伸展するものであると考えています。 | 1 |

| | | |
|--|--|----------|
| <p>(2項)</p> <p>理事者側からの答弁が主語になっており、一問一答としながら議員側の質疑については触れられていない。効率的な議事運営を理事者側だけに求めている条文となっている。主語に対して述語があていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市長等の答弁により効率的な議事運営を図るのか。議員はしなくてよいのか。 | <p>一問一答（議員の質問及び市長等の答弁）により、市民に分かりやすい効率的な運営を図るものです。</p> <p>ご意見を参考に検討した結果、「議員からの」を「議員の質疑並びにその」に変更いたします。</p> | <p>1</p> |
| <p>(3項)</p> <p>反問権が市側に与えられていない。</p> <p>なぜ、与えないのかわからない。3項の規定は反問とはあるものの実は反問ではない。</p> <p>市に対する申し訳程度のもの。議会のモラルがなっていない。</p> | <p>本会議・委員会での質疑は、議員からの質問に対し、理事者が答弁することが基本ですが、質疑の論点を明確にするために、市長等の反問を認めたものであります。</p> | <p>1</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ・議会と行政の関係で、緊張ある関係を持ってとしながら、反問権を市長等に認めていないのはなぜですか。認めるべきです。認めてこそ緊張ある関係が保持できるのでは。認めないのは不公平で議会が優位な立場になるだけです。 ・是非、市長等から議員に対して逆質問できる条文にしてほしい。 | | <p>1</p> |
| <p>論点を明確にするため・・質問の聞き直しのためだけを反問としているのか。そもそも反問の意味は、質問に対し逆に問いたすことではないのか。したがって論点を明確にするためという文言は不要。</p> <p>他市条例では、議員に対する逆質問や反論が認められている。</p> <p>議員の優位性が如実にあらわれた条文。</p> <p>解説についても、反問については、議員の考え方の問い返しや、対案等反論も含むとすべき</p> | | <p>1</p> |

(10) 第10条に関する意見

| 意見等の概要 | 意見等に対する考え方・対応 | 件数 |
|---|---|----|
| 市長等の等の中に議員も入るのか、当然、議員提案も想定してのことで規定しているのか。 ・解説にも説明していない。 ・議会は、市側ばかりに視点を置いているが、議員間の討議の場といながら、議員間の件については意図的に、無視した規定となっている。 | 市長等に議員は入りません。 議員提案についても各号の視点は、審議の上で重要であると考えています。 | 1 |

(11) 第13条に関する意見

| 意見等の概要 | 意見等に対する考え方・対応 | 件数 |
|--|---|----|
| 「対応等を遅滞なく報告することを市長等に求めるものとする。」遅滞なくとはどの時点を指しているのかわからない。必要に応じとすべき。求めるものとするについては、必ずも求めるのか、議会に責任が跳ね返る恐れがあるのでは。できる規定にすべき。 | 遅滞なくとは、事後の状況及び対応が明らかになって以降、遅滞なくということであります。 附帯決議とは、議決された議案に対して付され、予算の執行や条例の施行に関する議会としての意見や要望を表明するものです。予算の執行や条例の施行に際し、その意見や要望が、反映されているか見届けることを定めたものです。 | 1 |

(12) 第14条に関する意見

| 意見等の概要 | 意見等に対する考え方・対応 | 件数 |
|---|--|----|
| 前条と同じ。わかりやすい事案では、新駅設置の請願あり。安易に請願を採択した議会の責任は如何に。 | 遅滞なくとは、事後の状況及び対応が明らかになって以降、遅滞なくということであります。 採択した請願のうち、市に関わるものについて、市の事務事業に反映されているか見届けることを定めたものです。 | 1 |

(13) 第15条に関する意見

| 意見等の概要 | 意見等に対する考え方・対応 | 件数 |
|--------------------------------|--------------------------------|----|
| (2項) 議員相互のみ規定するのか。及び市長とすべき。 | 運営については、ご意見を参考に今後、検討させていただきます。 | 1 |

(14) 第18条に関する意見

| 意見等の概要 | 意見等に対する考え方・対応 | 件数 |
|--|-----------------------------------|----|
| 議決により学識経験を有するものとあるが、市民は入れないのか。市民意見を無視するのか。市民に開かれた議会を目指すなら、まずは市民があって学識経験を有するものではないのか。 | 「学識経験を有する者等」であり、市民を除外したものではありません。 | 1 |

(15) 第20条に関する意見

| 意見等の概要 | 意見等に対する考え方・対応 | 件数 |
|---|--|----|
| 議会ではなく議長が体制整備に努めるものなのか。立法機能、監視機能は議会の権能であり、本来、補助させる体制整備なら、調査機能、政策提案機能、法務機能などを補助させるのではないのか。 | 交野市議会事務局設置条例において、事務局についての必要事項は議長が定めることとなっており、議長が定めるものと考えます。事務局職員の任命権者も議会ではなく議長であります。 | 1 |

(16) 第23条に関する意見

| 意見等の概要 | 意見等に対する考え方・対応 | 件数 |
|------------------------------|----------------------------------|----|
| 品位の保持だけでいいのか。品位の保持の向上ではないのか。 | 条文の意味は、より議員としての品位の保持に努めるものであります。 | 1 |